

滋賀県再犯防止推進計画

素 案

2019 年 月

滋賀県

目次

第1章	はじめに	1
1	計画の策定趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	計画の推進体制	
第2章	計画策定にあたっての県の基本的認識	3
第3章	基本理念と基本方針	5
1	基本理念	
2	基本方針	
第4章	大切にする支援	6
第5章	基本施策	9
1	国・民間団体等との連携強化	
(1)	国・民間団体等と県が連携した再犯防止の実施のための取組	
(2)	特性に応じた効果的な支援のための取組	
2	就労・住居の確保	
(1)	就労の確保のための取組	
(2)	住居の確保のための取組	
3	保健医療・福祉サービスの利用の促進	
(1)	高齢者または障害のある人等への支援のための取組	
(2)	薬物依存症者への支援のための取組	
4	非行の防止と修学支援の実施	
5	民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	
(1)	民間協力者の活動の促進のための取組	
(2)	広報・啓発活動の推進のための取組	
第6章	計画に係る指標	25
第7章	計画の進行管理	25
参考資料		26
用語の解説		41

第1章 はじめに

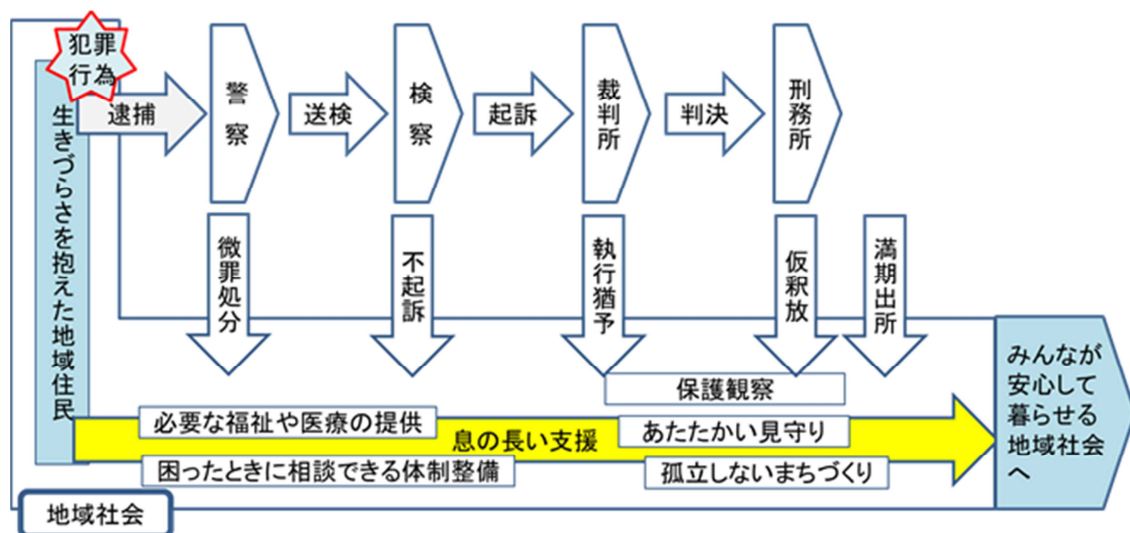
1 計画策定の趣旨

近年の犯罪情勢では、検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況にあります。

こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくありません。

また、犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいます。

このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGs¹の視点を生かして県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、滋賀県再犯防止推進計画を策定するものです。



¹ Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)。

2030年までに、発展途上国だけでなく、先進国も含めた国際社会が取り組むべき17の目標。2015年9月の国連サミットで採択。

2 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条²に規定する「地方再犯防止推進計画」として、平成29(2017)年12月に閣議決定された再犯防止推進計画を勘案して、本県における再犯の防止等³に関する施策の推進に関する計画を定めるものです。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画、滋賀県保健医療計画、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別および関連計画と整合および連携を図りながら定めるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

この計画は、国・県・市町・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものであることから、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。

² (地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

³ 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)

第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識

本県では、その時々⁴の社会問題を正面から受け止めて、先駆的な福祉の実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神をしっかりと受け継ぎ、更生保護や再犯防止の分野においても、比較的早い段階から福祉分野における取組を進めてきたところです。

(これまでの本県の取組事項)

- ・ 高齢または障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた支援（地域生活定着支援センター事業：平成 21(2009)年度～）
- ・ 刑事手続段階における高齢者・障害のある人への司法と福祉の関係機関が連携した支援（刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業：平成 28(2016)年度～）
- ・ 青少年立ち直り支援センター「あすくる」（以下、「あすくる」という。）による就労・就学等の支援（非行少年立ち直り支援事業：平成 16(2004)年度～）
- ・ 建設工事の入札参加資格者審査において「保護観察対象者等の就労支援」に関する加点（平成 27(2015)年度～）
- ・ 保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用（平成 26(2014)年度～）
- ・ 社会を明るくする運動をはじめとする啓発活動 等

当然、こうした取組は、県だけで行えるものではありません。刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと、公私協働で実施してきました。

しかしながら、犯罪をした者等⁴の中には生活困窮者や障害のある人など、本来、支援を必要としている人が依然としているとともに、こうした人の中には、かつては虐待をされているような被害者だった人もいます。

また、今後ますます高齢化や家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化などにより、様々な困りごとを抱えて生活する人々が増加していくことが予測されます。

⁴ 犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者

県としては、県民誰もが犯罪被害者となる可能性がある中、犯罪被害者等⁵が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、滋賀県犯罪被害者等支援条例に基づき、きめ細かな支援に取り組んでいます。

そして、一人の生活課題を地域の課題として捉え、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、繰り返し犯罪に手を染めることがないような社会環境を作るとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会になることを目指し、県民運動として推進していきます。

⁵ 犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいう。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～ 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による
「誰一人取り残さない」共生社会の実現 ～

2 基本方針

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建を実施します。
- (2) 国・県・市町・民間の緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進します。
- (3) 刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援を実施します。
- (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します。
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。

第4章 大切にする視点

基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の推進の実現」に向けて、5つの基本方針に基づき、今後5年間、次の3つの視点を大切に取り組みを進めます。

1 “気づき” から “つながる” 仕組みづくり

- ・ 刑事司法手続の段階で被疑者・被告人の病気や障害、成育環境や人間関係などに起因する生きづらさに遭遇することがあります。
- ・ こうした生きづらさを抱えた人の中には、必要な支援を受けずに人生を歩んできた人もいます。
- ・ そのため、刑事司法機関や地域住民の“気づき”により福祉と連携することで、本人が必要な支援とつながり、また関係機関同士がつながるなど、“気づき”は生きづらさを抱えた人が安定した社会生活を送るための重要なポイントです。
- ・ 県としては、司法と福祉等が相互理解を図るための研修会や地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施するとともに、対象者の基本情報を記入する書式等の共通化を図るなど、関係機関が円滑につながる仕組みづくりに取り組みます。
- ・ また、こうした取組に関する検証を刑事司法と福祉の関係機関等が定期的に行うとともに、必要な支援につながらなかったケースについて、要因の収集と分析を行います。

2 多職種・多分野によるネットワークづくり

- ・ 必要な福祉的支援が届かないが故に犯罪をした者等の生活課題は多様で複合的であることから、一人ひとりの状況や課題に応じた具体的な支援の実現に向けた協議の場は重要です。

- そのためには、就労、住居、福祉、医療、教育など様々な分野での連携が必要であり、包括的な支援体制の構築が求められているところです。
- 国においては、平成 27(2015)年 4 月に生活困窮者自立支援制度が施行され、各自治体において包括的かつ計画的な支援が実施されるとともに、現在、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた、一人ひとりの生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を加速化させるため、高齢者、障害者、子ども等全ての地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を解決するための包括的支援体制の整備が示されており、県内の自治体においても取組が広がりつつある状況です。
- 県としては、市町域を越えた多職種・多分野の関係者が交流する場を設けることで地域の課題を共有するとともに、こうした場をきっかけに広域のネットワークを構築することで、人・情報・知識の相互連携が図られ、各市町における包括的支援のサポートにつながるような機運の醸成を図ります。
- また、こうした取組との連携に市町へ積極的に働きかけるとともに、各市町における再犯防止推進計画の策定に際して、必要な情報提供や助言等に努めます。

3 一人ひとりの人格と個性を尊重し、支援し続けるための基盤づくり

- 罪を償って立ち直ろうとする人を、社会から排除したり孤立させないよう、温かく見守り、また応援し、一緒に頑張っていこうという理解の輪が、県全体に広がるのが重要です。
- しかしながらその支援については、複合的な課題が多いことから、地域の支援者が日々試行錯誤を繰り返している状況も少なくありません。
- また、こうした支援には、「それでもあきらめない」という精神力と多様な制度を活用する実践力が必要であり、支援者が課題を抱え込んでしまうと疲弊してしまう可能性もあります。

- ・ 県としては、熱意ある地域の支援者や家族等が助言を受け、場合によっては専門的アプローチや同行支援など支援者への寄り添いやアドバイスを行うことで、支援し続けるための基盤づくりに取り組めます。

第5章 基本施策

1 国・民間団体等との連携強化

様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立せずに社会復帰するためには、国、県、市町、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力し、犯罪被害者の心情等を理解した上で、総合的に施策を推進することが重要です。

これには、刑事司法や福祉の関係機関等の様々な主体が早期かつ円滑に対象者を支援につなぐことが効果的であることから、それぞれが把握している課題の情報共有を行うなど、関係機関のネットワーク化を進める必要があります。

(1) 国・民間団体等と県が連携した再犯防止の実施のための取組

① 犯罪をした者等を必要な支援機関等へのコーディネートの実施

・ 地域生活定着支援センター事業

高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院）退所予定者および退所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センター（以下、定着支援センターという。）が矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。【健康福祉政策課】

・ 刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業

高齢者や障害のある人を対象として、刑事手続における取調べ段階からの立会・助言を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。【健康福祉政策課】

・ 生活困窮者自立支援事業

生活に困窮する人からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。

相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。

さらに生活困窮者自立支援法における支援会議の機能を活用し、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方の検討を行います。【健康福祉政策課】

- ・ **障害者就業・生活支援センター事業**

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関「働き・暮らし応援センター」において、本人・家族・企業からの仕事に関する相談や仕事をする上で基本となる生活に関する相談に応じ、自立した生活にむけて関係機関と連携して支援を行います。【障害福祉課】

- ・ **非行少年立ち直り支援事業**

県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援）を充実し、非行少年等の立ち直り支援を、より効果的に推進できるよう努めます。【子ども・青少年局】

②刑事司法手続が終了した者に対する継続的支援の実施

- ・ **地域生活定着支援センター事業**

高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。（再掲）【健康福祉政策課】

- ・ **刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業**

高齢者や障害のある人を対象として、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行い、不起訴処分・執行猶予後の社会内訓練等を実施することにより地域で暮らせるよう支援を行います。【健康福祉政策課】

- ・ **少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動**

非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員や関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。【警察本部少年課】

- ・ **子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所者への再犯防止措置制度**
 法務省の協力を得て、子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等につなげます。【警察本部生活安全企画課】
 - ・ **性犯罪者等出所後の薬物治療等**
 法務省が性犯罪者、薬物犯、窃盗犯等の再犯防止策として実施予定である、満期出所した元受刑者に対する薬物治療等の取組の動向を把握するとともに、県内の情勢、県民ニーズを考慮した更生の取組について、情報収集を行います。【健康福祉政策課】
 - ・ **DV加害者からの相談および加害者更生などに対する取組**
 配偶者からの暴力であるドメスティック・バイオレンスの被害者の安全確保や暴力が次世代へと連鎖していくことを防ぐため、加害者が自らの責任を自覚し、暴力を振るうべきでないと感じることができるよう、加害者相談を実施します。【子ども・青少年局】
 - ・ **民生委員・児童委員活動の推進**
 民生委員・児童委員による、サービスを適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。【健康福祉政策課】
- ③職員や関係機関等に対する研修の実施
- ・ **事業所等相談アドバイス事業**
 犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、福祉事業所や家族を含む関係者向けに研修会を実施します。【健康福祉政策課】
 - ・ **再犯防止地域支援員設置事業**
 協力雇用主の雇用を促進するため、保護観察所等の関係機関と連携し、研修会等を実施します。【健康福祉政策課】

- ・ **精神保健医療福祉業務従事者研修の実施**
 保健所や市町の保健師、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象とした体系的な研修会を実施し、支援の質の向上を図ります。【障害福祉課】
- ・ **非行少年立ち直り支援事業**
 「あすくる」職員を対象とした研修会を実施し、技能の向上を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。【子ども・青少年局】

(2) 特性に応じた効果的な支援のための取組

① 矯正施設や保護観察所、民間団体等との情報共有をはじめとする連携の強化

- ・ **滋賀県再犯防止推進会議**
 刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。
 市町域を越えた多職種・多分野の関係者が交流する場を設けることで地域の課題を共有するとともに、こうした場をきっかけに広域のネットワークを構築することで、人・情報・知識の相互連携が図られ、各市町における包括的支援のサポートにつながるような機運の醸成を図ります。
 また、こうした取組との連携に市町へ積極的に働きかけるとともに、各市町における再犯防止推進計画の策定に際して、必要な情報提供や助言等に努めます。【健康福祉政策課】
- ・ **薬物乱用防止啓発活動**
 麻薬、覚醒剤および危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、滋賀県『ダメ。ゼッタイ。』普及運動、「危険ドラッグ等薬物乱用防止キャンペーン」や各少年センターを通じての啓発活動を展開し、県民、特に若年層に対し、薬物についての正しい知識の啓発と薬物の乱用防止対策を図ります。【薬務感染症対策課】

- ・ **要保護児童対策連絡協議会運営事業**

児童虐待や非行などの未然防止、早期発見・対応、要保護児童の適切な保護や自立、立ち直りを支援するため、多様な機関・団体が連携し、情報共有や普及・啓発など今後の対応を検討します。【子ども・青少年局】

- ・ **子ども・若者総合相談窓口設置事業**

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。【子ども・青少年局】

- ・ **「なくそう犯罪」安全なまちづくり推進事業**

被害に遭いにくく、犯罪を起こしにくい安全・安心な地域づくりの実現のため、「なくそう犯罪」安全なまちづくり実践県民会議において、犯罪情勢、再犯防止の取組等の情報共有の上、犯罪抑止目標や、安全・安心アクションプランを定め、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動による防犯活動の推進を図ります。【県民活動生活課】

- ・ **暴力団離脱者等社会復帰対策**

(公財)滋賀県暴力団追放推進センターと連携し、暴力団離脱者等の社会復帰対策として、暴力団離脱者の雇用受入れ企業の拡充を促進し、賛同企業への就労支援等の推進に努めます。【警察本部組織犯罪対策課】

②犯罪をした者等を受け入れる社会福祉施設に対する支援

- ・ **事業所等相談アドバイス事業**

犯罪をした者等の受け入れ先の雇用主や福祉事業所、保護司などの支援者が本人の特性等について対応に行き詰まった場合、支援者に寄り添った相談や専門的アドバイスを行うことで支援者の負担を軽減し、犯罪をした者等が地域生活を継続できるよう共に支援します。【健康福祉政策課】

2 就労・住居の確保

犯罪時の居住地が滋賀県で平成29(2017)年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時に無職であったのは71.1%という状況でありました。

また、上記の入所者のうち、再入所者で前刑出所時の帰住先において、親族の元に戻ったのは50.0%であり、地域での受け皿に頼らなければならない実態があります。

本県が目指す共生社会の実現のためには、誰にとっても何らかの居場所と出番がある地域において、支えられている人が時と場合に応じて支え手ともなりながら、人と人とが支え合う関係を広げていくことが重要です。

このため、更生保護法人、社会福祉法人、NPO等と連携しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

(1) 就労の確保のための取組

①障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発

・ 働き・暮らし応援センター事業

働き・暮らし応援センターにおいて、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。【障害福祉課】

・ 中間的就労コーディネーター事業

企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況を踏まえた適切な訓練や就職支援を行うため、支援対象者の職業能力をはじめとする就労面の情報を適切に把握できるよう、生活困窮者自立相談支援機関の就労支援員や就労準備支援担当者を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、犯罪をした者等の就労支援の重要性について啓発を行います。【健康福祉政策課】

②生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供

・ 生活困窮者就労準備支援事業

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているおよび就労意欲が低下し

ている等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施するため、協力事業所等における就労体験等の受入れおよび支援に関する調整などを行います。【健康福祉政策課】

- ・ **障害者働き・暮らし応援センター事業**

国の仕組みである就業・生活支援センターに、県独自に職場開拓の機能を付加し、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチングを支援し、障害のある人の職業生活における自立と社会参加の促進を図ります。【労働雇用政策課】

③ **県における保護観察対象者の直接雇用**

保護観察対象者を直接雇用することを通じ、保護観察対象者の就労支援に取り組みます。【人事課】

④ **協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置**

県内建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数の評価項目に、協力雇用主に登録されている企業、実際に直接雇用した企業、および下請契約による間接雇用をした企業にそれぞれ加点する「保護観察対象者等の就労支援」を追加し、保護観察対象者の雇用の促進を図ります。【監理課】

⑤ **刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援**

- ・ **再犯防止地域支援員設置事業**

保護観察所や更生保護の民間団体と連携し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、協力雇用主の新規開拓を行います。

また、協力雇用主からの雇用に関する相談等に応じるとともに、犯罪をした者等の職場定着にむけて定期的な職場訪問を行うなど継続的な支援を行います。【健康福祉政策課】

(2) 住居の確保のための取組

①地域における犯罪をした者等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供

・ 生活困窮者自立支援事業

犯罪行為を起因とする離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。【健康福祉政策課】

・ 生活困窮者一時生活支援事業や救護施設等との連携

定着支援センターと生活困窮者一時生活支援事業や救護施設等が連携し、居場所の確保や地域生活への復帰の支援を行います。【健康福祉政策課】

②住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓

刑罰を受けたことのある人を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居を促進するため、賃貸人による入居を拒否しない住宅の登録を進めます。【住宅課】

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

平成29(2017)年の刑法犯検挙人員のうち、高齢者の万引きが13.1%を占めており、そうした背景には生活困窮が動機・原因である者も少なくありません。

また、犯罪時の居住地が滋賀県で平成29年に刑事施設に入所した者のうち、知的障害（疑いを含む）のある人の割合が34.1%、精神障害のある人の割合が15.6%となっています。

さらに平成29年の覚せい剤取締法違反送致人員のうち、前歴がある者の割合が80.0%となっています。

このため、刑事司法手続を含むあらゆる段階において、支援が必要な人の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を進める必要があります。

(1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組

①刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整

・ 刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業

高齢者や障害のある人を対象として、刑事手続における取調べ段階からの立会・助言を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。(再掲)

司法と福祉等が相互理解を図るための研修会や地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施するとともに、対象者の基本情報を記入する書式等の共通化を図るなど、関係機関が円滑につながる仕組みづくりに取り組みます。

また、こうした取組に関する検証を刑事司法と福祉の関係機関等が定期的に行うとともに、必要な支援につながらなかったケースについて、要因の収集と分析を行います。【健康福祉政策課】

②障害のある人への支援の充実

・ 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人の支援ニーズの把握や、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携の強化を図るとともに、支援体制につ

いての検討等を行うことにより、発達障害のある人の生涯を通じた支援の充実を図ります。【障害福祉課】

- **高次脳機能障害支援センター運営事業**

高次脳機能障害のある人が必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制を構築するなど支援の充実を図ります。【障害福祉課】

③高齢者への支援の充実

- **地域包括支援センター機能強化支援事業**

市町が設置する地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核機関として、高齢者総合相談支援、在宅介護・医療連携、認知症対策、地域ケア会議の開催、生活支援・介護予防への取組等の業務を円滑に実施していけるよう、関係職員の資質向上を図ります。【医療福祉推進課】

- **滋賀もの忘れ介護相談室運営事業**

高齢者の犯罪に認知症が関連していると考えられる場合は、本人の状況に応じた適時・適切な医療・介護等を提供するとともに、地域での日常生活支援、家族支援を実施します。【医療福祉推進課】

- **認知症サポーターの養成**

認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関の職員等に認知症の理解を深めてもらうため、認知症サポーターについて周知し、受講を勧めることにより、認知症に気づき、関係機関への速やかな連絡等ができる連携体制の構築を推進します。【医療福祉推進課】

④地域精神科医療等との連携

ストーカー加害者に対し、医療機関への受診を働きかけ、精神医学的な面から、加害者の再犯防止対策を図ります。【警察本部捜査第一課】

⑤医療観察法病棟の運営

平成 25 年 11 月に開設した医療観察法病棟については、近畿厚生局との適切な調整を図りながら対象者の受入れを行います。また、入院後は多職種の医療スタッフが連携・協働し、専門性を生かしながら対象者一

人ひとりに適した治療を行うとともに、社会復帰調整官をはじめとする関係者とケア会議の開催等によって調整を行い、対象者の円滑な社会復帰に努めています。【精神医療センター】

(2) 薬物依存症者への支援のための取組

①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援

・ 再犯防止地域支援員設置事業

保護観察所や更生保護の民間団体と連携し、薬物事犯者を治療や相談につなぐ支援を行います。【健康福祉政策課】

②精神医療センターや精神保健福祉センター等における薬物依存症者とその家族に対する支援

・ アディクション⁶セミナー

依存症に対して、精神医療センターでは外来で認知行動療法に基づく依存症リハビリテーションプログラムが行われ、精神保健福祉センターでは家族教室や交流会などの家族支援のほか、自助グループとの連携や活動支援に努めます。【障害福祉課】

・ 薬物乱用防止啓発事業

精神医療センターでは依存症患者の外来、入院診療の中で、問題を当事者や家族だけで抱え込ませないための支援や、関係機関、自助グループとの連携を促すとともに、薬物相談担当職員を対象とした研修会や事例検討会に講師を派遣し、円滑な支援活動の取組を推進します。【薬務感染症対策課】

③依存症問題に関する広報・啓発の実施

アディクション関係団体とともにフォーラムを開催し、現状や問題、回復に至る過程など当事者の体験発表や講演などにより、広くアディクションへの理解を深めるための啓発を行います。【障害福祉課】

⁶ 日本語では「依存症」や「嗜癖」と説明され、本人の性格や意志の問題ではなく、害があるのにやめられないコントロールの障害

④地域の薬物依存症治療を行う医療の充実

・ **依存症専門相談支援事業**

薬物依存症に対応する専門医療機関や依存症治療拠点機関、相談拠点についても確保に努めます。【障害福祉課】

⑤薬物依存症者への支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携

・ **滋賀型地域活動支援センター事業**

依存症等の回復のための自助グループその他関係団体との連携や、その活動を支援することにより、関係団体の活性化を図るとともに、当事者の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。

【障害福祉課】

4 非行の防止と修学支援の実施

本県では、過去10年間における非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少傾向にあります。平成29(2017)年中、検挙・補導した少年（交通法犯を除く）は2,865人で、前年に比べ1,509人（34.5%）の減少となりました。

一方、犯罪時の居住地が滋賀県で平成29年に刑事施設に入所した者のうち、高等学校未卒業者の割合は58.5%となっています。

そうしたことから、非行に陥りやすい状態にある無職少年への適切な就労・就学支援や非行等からの立ち直りの支援が求められています。

このため、青少年の持つ背景にしっかりと目を向けて、どこに原因があるのかを見極めた対応と、支援活動をより効果的に推進できるよう、学校、警察などの関係機関や地域と連携しながら取り組む必要があります。

①再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援

・ 無職少年等非行防止対策事業

青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。【子ども・青少年局】

・ 少年の立ち直り（社会参加・貢献活動）支援事業

大津、米原にある両少年サポートセンターに少年の立ち直り支援等に関する相談窓口を設置し、専門職である少年補導職員による相談に対する専門的見地からの助言、指導を行います。

また、少年健全育成室、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によるカウンセリングや大学生ボランティアを活用した学習支援等の立ち直り支援を実施しつつ、少年の自己肯定感の回復や親子間の関係修復を図るべく、「親子参加による農業体験活動」や「社会貢献活動」等を実施します。【警察本部少年課】

・ 非行少年立ち直り支援事業

県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラムを充実し、非行少年等の立ち直り支援をより効果的に推進できるよう努めます。（再掲）【子ども・青少年局】

②非行等を理由とする修学中断の防止

・ 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業

貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生を対象に学習支援を行います。【健康福祉政策課】

・ 生徒指導緊急特別対応事業

学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。【幼小中教育課】

③非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援

・ 地域若者サポートステーション支援事業

就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。【労働雇用政策課】

・ 自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業

学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域関係機関および家庭が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築くことで、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。【人権教育課】

5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰のためには、確立された制度による支援だけでなく、助け合い活動などをはじめとする民間協力者によるインフォーマルな「息の長い支援」が必要です。

また、犯罪をした者等が地域社会において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員になることを支援することが重要です。

このため、すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で生きていける社会の実現に向けて、県民、民間協力者および企業等への啓発活動等により、犯罪や非行をした者の社会参加への理解を深めることが不可欠です。

(1) 民間協力者の活動の促進のための取組

①民間協力者の活動に対する支援

・ 民生委員・児童委員活動の推進

住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し、資質の向上を図ります。【健康福祉政策課】

・ 非行少年立ち直り支援事業

「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア（青少年支援サポーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進します。【子ども・青少年局】

・ 少年ボランティア活動

大学生少年補導員の活動をより充実するため、大学生少年補導員活動の普及啓発を図るとともに、活動をサポートする県民や企業の拡充を促進します。【警察本部少年課】

- ・ **少年補導員活動**

少年補導員活動をより充実するため、学校現場における活動の周知徹底と他のボランティア等との協力体制の構築に努めます。【警察本部少年課】

- ・ **外国人少年補導員活動**

外国人少年補導員活動をより充実するため、活動に関する啓発活動等を行い、認知度を高めるとともに、活動をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。【警察本部少年課】

(2) 広報・啓発活動の推進のための取組

①再犯防止啓発月間（7月）における啓発事業の実施

各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信など、様々な機会や媒体を活用し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現にむけて、自分事として認識してもらえよう、広報・啓発活動を実施します。

②“社会を明るくする運動”の推進

県民すべての願いである犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所、保護司会、更生保護女性連盟およびBBS⁸などの関係機関との連携のもと推進します。【健康福祉政策課】

⁸ Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

第6章 計画に係る指標

再犯防止推進対策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

- ・ 刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率
基準値（－） → 目標値 90%以上

第7章 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

参 考 資 料

目 次

1	滋賀県の基礎データ	27
2	刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業 (実態把握調査)	29
3	計画における所要見込額	34
4	審議経過	35
5	滋賀県社会福祉審議会委員名簿	36
6	再犯の防止等の推進に関する法律 概要	38
7	国 再犯防止推進計画 概要	40

1 滋賀県の基礎データ

(1) 総数

○検挙（送致）人員（平成 29(2017)年）(※1)

- ・ 刑法犯：2,060 人（うち再犯者 1,008 人、再犯者率 48.9%）
- ・ 特別法犯：427 人（再犯者数不明）

（参考 違反法令：廃棄物処理法 75 人、覚せい剤取締法 55 人、
軽犯罪法 55 人、迷惑防止条例 54 人、大麻取締法 35 人、
児童買春・児童ポルノ禁止法 26 人 etc）

【参考：滋賀県内における再犯者（再犯者率）の推移】

・再犯率は過去 10 年間で 8.4 ポイント増加しており、平成 28 年が最も高い。

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
刑法犯検挙人員	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060
うち再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008
再犯者率 (%)	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9

(2) 成人

○検挙人員（平成 29 年）(※1)

- ・ 刑法犯：1,734 人（うち再犯者 866 人、再犯者率 49.9%）

○起訴（平成 29 年）

- ・ 刑法犯：841 人

○起訴猶予者数（平成 29 年）

- ・ 刑法犯：749 人

（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く）(※2)

○執行猶予者数（平成 29 年）：331 人 (※2)

○平成 29 年に刑事施設に入所した者（犯罪時の居住地が滋賀県である者）(※3)
133 名（うち 65 歳以上 14 名）

(3) 少年

○検挙人員（平成 29 年）(※1)

- ・ 刑法犯：326 人（うち再犯者 142 人、再犯者率 43.6%）

○少年事件において家庭裁判所の審判を受けた者の内訳（平成 29 年度）（※4）

- ・ 検察官送致：23 人
- ・ 少年院送致：18 人
- ・ 保護観察決定：160 人
- ・ 児童自立支援施設等送致：5 人
- ・ 都道府県知事・児童相談所送致：0 人
- ・ 不処分決定：204 人

（4）罪種別人員（※1）

○刑法犯により検挙された者（総数）

- | | | |
|----------------------|------|------------------|
| ・ 窃 盗：1,204 件（58.4%） | うち再犯 | 窃 盗：588 件（58.3%） |
| ・ 粗暴犯：385 件（18.7%） | | 粗暴犯：195 件（19.4%） |
| ・ その他：471 件（22.9%） | | その他：225 件（22.3%） |

○刑法犯により検挙された者（成人）

- | | | |
|----------------------|------|------------------|
| ・ 窃 盗：1,010 件（60.1%） | うち再犯 | 窃 盗：511 件（59.0%） |
| ・ 粗暴犯：324 件（16.8%） | | 粗暴犯：154 件（17.8%） |
| ・ その他：400 件（23.1%） | | その他：201 件（23.2%） |

○刑法犯により検挙された者（少年）

- | | | |
|--------------------|------|-----------------|
| ・ 窃 盗：194 件（59.5%） | うち再犯 | 窃 盗：77 件（54.2%） |
| ・ 粗暴犯：61 件（18.7%） | | 粗暴犯：41 件（28.9%） |
| ・ その他：71 件（21.8%） | | その他：24 件（16.9%） |

（※1）出典：滋賀の犯罪 平成 29 年（滋賀県警察本部）

（※2）出典：平成 29 年検察統計 統計表（法務省）

（※3）出典：法務省「刑事情報連携データベースシステム」による速報値
（大阪矯正管区更生支援企画課より資料提供）

（※4）出典：平成 29 年司法統計 年報（少年事件編）（最高裁判所事務総局）

2 刑事手続段階における高齢者・障害者人口支援事業

○ 実態把握調査

- 支援期間：平成 28 (2016) 年 4 月～平成 30 (2018) 年 9 月
- 支援対象者：79 名

1. 性別

男 性	58
女 性	21

(計 79 名)

2. 年齢

10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代
2	16	13	17	9	7	9	6

(計 79 名)

3. 障害・高齢の種別

知的	16	再計 (重複あり)	
知的、発達	4	知的障害	30
知的、精神	6	発達障害	16
知的、依存症	1	精神障害	30
知的、依存症、高齢者	1	依存症	3
知的、認知症、高齢者	1	認知症	6
知的、身体、高齢者	1	身体障害	2
発達	9	高齢者	18
発達、精神	2	/	
発達、身体	1		
精神	20		
精神、高齢者	2		
依存症	1		
認知症	1		
認知症、高齢者	4		
高齢者	9		

(計 79 名)

4. 罪種

凶悪犯	殺人未遂	1
-----	------	---

	放火	3
粗暴犯	暴行	1
	傷害	8
	脅迫	1
窃盗犯		45
知能犯	詐欺	5
風俗犯	強制わいせつ	1
	公然わいせつ	1
その他の刑法犯		8
特別法犯		5

(計 79 名)

5. 生活保護受給歴

あり	23
なし	56

(計 79 名)

6. 生まれた家庭環境

a-1 1人親	a-2 親に障 害 有	a-3 親が矯 正施設 入所歴 有	a-4 DV	a-5 孤立	a-6 経済的 困窮	a-7 虐待	a-8 不明
16/79	5/79	2/79	3/79	6/79	10/79	8/79	52/79
20.3%	6.3%	2.5%	3.8%	7.6%	12.7%	10.1%	65.8%

(重複あり)

(対象者毎の状況)

a-1	6	a-2、a-6	1
a-1、a-2、a-3、a-5、a-6、a-7	1	a-3	1
a-1、a-2、a-4	1	a-4	1
a-1、a-5、a-6	1	a-4、a-5	1
a-1、a-5、a-6、a-7	1	a-5	1
a-1、a-6、a-7	2	a-5、a-6	1
a-1、a-7	4	a-6	3
a-2	2	a-8	52

(計 79 名)

a-7 虐待 8名のうち			
うち、1人親		8	
うち、精神障害		7	
うち、学生生活	いじめ	4	
	逸脱行為	6	
	中卒	5	
うち、社会生活	逸脱行為	7	
	金銭管理（困難）	6	
	衝動性コントロール（困難）	5	

7. 学歴

なし	小学校	中学校	高校	大学	大学院	不明	高校在 学中
4	1	21	19	3	0	30	1

(計 79名)

8. 能力

b-1 文字の読 み書き (困難)	b-2 簡単な算 数(困難)	b-3 金銭管理 (困難)	b-4 コミュニ ケーショ ン力(困 難)	b-5 衝動性コ ントロー ル(困難)	b-6 体験不足 からくる 不安定さ	b-7 問題なし
14/79	19/79	47/79	37/79	49/79	26/79	7/79
17.7%	24.1%	59.5%	46.8%	62.0%	32.9%	8.9%

(重複あり)

(対象者毎の状況)

b-1、b-2、b-3	1	b-3	6
b-1、b-2、b-3、b-4	3	b-3、b-4	4
b-1、b-2、b-3、b-4、b-5	1	b-3、b-4、b-5	5
b-1、b-2、b-3、b-4、b-5、b-6	4	b-3、b-4、b-5、b-6	2
b-1、b-2、b-3、b-5、b-6	1	b-3、b-4、b-6	1
b-1、b-2、b-3、b-6	1	b-3、b-5	8
b-1、b-2、b-4、b-5	1	b-3、b-5、b-6	2
b-1、b-3、b-4、b-5	1	b-4	1

b-1、b-3、b-5、b-6	1	b-4、b-5	3
b-2、b-3、b-5	2	b-4、b-5、b-6	6
b-2、b-3、b-6	1	b-4、b-6	1
b-2、b-3、b-4、b-5	1	b-5	8
b-2、b-3、b-4、b-6	1	b-5、b-6	1
b-2、b-3、b-4、b-5、b-6	1	b-6	3
b-2、b-4、b-5	1	b-7	7

(計 79 名)

9. 事件に至った理由

c-1 生活苦 等環境 に問題 あり	c-2 障害へ の配 慮・サポ ートな し	c-3 相談先 なし	c-4 依存や 癖の問 題	c-5 トラブ ル巻き 込まれ	c-6 本人の 反社会 性の問 題	c-7 過失・事 故	c-8 刑務所 志願
45/79	28/79	22/79	31/79	7/79	38/79	3/79	2/79
57.0%	35.4%	27.8%	39.2%	8.9%	48.1%	3.8%	2.5%

(重複あり)

(対象者毎の状況)

c-1	6	c-1、c-6	4
c-1、c-2	3	c-2	3
c-1、c-2、c-3	3	c-2、c-3	1
c-1、c-2、c-3、c-6	1	c-2、c-3、c-4、c-6	1
c-1、c-2、c-3、c-4、c-6	1	c-2、c-3、c-7	1
c-1、c-2、c-4	1	c-2、c-3、c-8	1
c-1、c-2、c-4、c-5、c-6	2	c-2、c-4	3
c-1、c-2、c-5、c-6	1	c-2、c-4、c-6	1
c-1、c-2、c-6	4	c-2、c-6	1
c-1、c-3	4	c-3、c-4、c-6	1
c-1、c-3、c-4	3	c-4	6
c-1、c-3、c-4、c-6	1	c-4、c-5、c-6	1
c-1、c-3、c-6	4	c-4、c-6	5
c-1、c-4	2	c-5	1
c-1、c-4、c-6	2	c-6	6

c-1、c-4、c-6、c-7	1	c-7	1
c-1、c-5	1	c-8	1
c-1、c-5、c-6	1		

(計 79 名)

10. 現在の状況 (平成 30(2018)年 9 月時点)

d-1 終結 (地域生活継続中)	d-2 終結 (再犯惹起)	d-3 終結 (不明)	d-4 支援継続中	d-5 支援中に再犯(実刑)	d-6 支援中に再犯(地域生活継続)	d-7 死亡(事故死、病死)	d-8 死亡(自死)	d-9 終結(実刑)	d-10 現在拘留中(裁判中)
12	2	6	38	3	3	3	0	10	2

(計 79 名)

11. うまくいったこと

e-1 支援が受けられる準備が整えられた	e-2 支援体制が構築できた	e-3 本人が安心できる生活が整えられた	e-4 本人が相談可能へ変化	e-5 地域に本人の協力者・理解者ができた	e-6 地域にこの事業の理解者ができた	e-7 地域の支援体制により変化が見られた
41/79	28/79	20/79	26/79	26/79	15/79	12/79
51.9%	35.4%	25.3%	32.9%	32.9%	19.0%	15.2%

(重複あり)

3 計画における所要見込額

4 審議經過

5 滋賀県社会福祉審議会委員名簿

(1) 滋賀県社会福祉審議会委員名簿

(2) 滋賀県社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会委員名簿

6 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等 (第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

7 国 再犯防止推進計画 概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある
刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止
国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

用語の解説